株式会社サンプルデジタル

社外秘 ｜ 2026-11-17

求人業務委託契約書（案）

歯科衛生士の面接機会の提供 — 医療法人社団サンプル会との契約

この書類の結論

「面接 1 件」の数え方を別表 1 で決め、返金は式で決まるようにする。職業紹介として行う前提（A 案）で、許可番号と手数料表を契約に書く。手数料表に面接 1 件ごとの手数料が無ければ、成功報酬（B 案）に組み替える。どちらにするかは、顧問の弁護士の判断を得てから決める。

作成	AI 活用担当
日付	2026-11-17
版	1.0
機密区分	社外秘

目次

1. この文書について 3
1.1 目的 3
1.2 読み手 3
1.3 範囲 3
1.4 範囲に含まないもの 4
1.5 前提と制約 4
1.6 改訂履歴 4
1.7 用語 4
2. 争点と選択肢（A 案・B 案） 5
3. 職業安定法で確かめること 6
4. 契約書（案） 7
4.1 別表１　面接の成立の基準 12
4.2 別表２　報告 13
5. 論点と未決 13
6. 次にやること 13

結論

状況　当社（乙）は、歯科医院（甲）に、歯科衛生士との面接の機会を **3 か月で 10 件**提供し、報酬 165,000 円（税込）を前払いで受ける。届かなかった件数は 1 件 16,500 円で返す。

問題　旧ひな形には、**何をもって「面接 1 件」とするか**（候補者の欠席、甲の都合の取消し）が無かった。また、候補者を選んで面接を組み、1 件ごとに報酬を受けるのは、職業安定法の**「職業紹介」**に当たりうるのに、許可と手数料の定めが無かった。

問い　揉めずに、法令に沿って 10 件を数えるには、契約に何を書くか。

答え　**「面接 1 件」の数え方を別表 1 で決め、返金は式で決まるようにする。**職業紹介として行う前提（A 案）で、許可番号と手数料表を契約に書く。手数料表に面接 1 件ごとの手数料が無ければ、成功報酬（B 案）に組み替える。どちらにするかは、顧問の弁護士の判断を得てから決める。

報酬	**165,000 円**（税込）	本体 150,000 円・消費税 15,000 円
約束する件数	**面接 10 件**	2026-12-01 から 3 か月
届かなかったとき	**1 件 16,500 円を返金**	165,000 円 ÷ 10 件

資料: 本文 第 6 条（報酬）・第 7 条（不足件数の返金）

1.　この文書について

1.1　目的

甲（医療法人社団サンプル会）と乙（当社）が結ぶ、歯科衛生士の面接機会の提供の契約書案。**揉める箇所（面接の数え方・返金・採用が決まった後・個人情報）に条文を置く。**

1.2　読み手

- 甲の理事長・事務長
- 乙の代表・営業担当
- 乙の顧問の弁護士（条文と職業安定法の確認）

1.3　範囲

- 契約書本文（第 1 条〜第 19 条）と別表 2 つ
- 職業安定法で確かめること
- 争点の A 案・B 案

1.4　範囲に含まないもの

> **ここを書かないと、読み手は「書いていないこと＝やること」と読みます。**

- 手数料表そのものの届出と変更 — 乙が厚生労働大臣に届け出る
- 求人票（労働条件の明示）— 求人者である甲が作る（職業安定法 第５条の３）
- 採否の判断 — 甲が行い、乙は関与しない

1.5　前提と制約

> **前提が崩れたら、この文書の結論も崩れます。**崩れたら作り直します。

#	前提	崩れたらどうなるか
1	乙は有料職業紹介事業の許可を受けている（A 案の前提）	**許可が無いまま職業紹介をすると刑事罰の対象（第 64 条）。B 案（募集情報等提供）に切り替える**
2	乙の手数料表に「面接 1 件ごと」の手数料が載っている	載っていない手数料は受け取れない（第 32 条の 3）。成功報酬の形（B 案）に組み替える
3	甲は歯科医院を営む法人で、乙は従業員 14 名の法人	取適法（旧下請法）とフリーランス法は当たらない見込み。甲が自ら使う役務の委託で、乙は従業員を使う法人のため（判断は顧問の弁護士）

1.6　改訂履歴

版	日付	作成	承認	変更の要旨
0.1	2026-10-30	営業部	—	旧ひな形をもとにした原案
1.0	2026-11-17	AI 活用担当	藤本 彩	全面改訂。職業安定法の論点、面接 1 件の数え方（別表 1）、返金の式、個人情報の向き、責任の上限、解除と精算を足した

1.7　用語

語	この文書での意味
職業紹介	求人と求職の申込みを受け、雇用関係の成立をあっせんすること（職業安定法 第４条第１項）。報酬を受けて行うには厚生労働大臣の許可が要る（同法 第 30 条第１項）
募集情報等提供	求人の情報や求職者の情報を、依頼を受けて提供すること（同法 第４条第６項）。求職者の情報を集めて行うなら届出が要る（同法 第 43 条の 2）
手数料表	有料職業紹介事業者が厚生労働大臣に届け出た、手数料の種類と額の表（同法 第 32 条の３第１項第２号）。載っていない手数料は受け取れない
面接の成立	本契約で「面接 1 件」と数える条件。別表 1 で定める

2.　争点と選択肢（A 案・B 案）

決めるのは、当社の代表と甲。法令上の形は、顧問の弁護士の意見を聞いてから決める。本文は A 案で書いてある。

図表 1　争点ごとの選択肢

#	争点	A 案（本文）	B 案	当社の考え
1	法令上の形	**職業紹介**として行う。許可番号と手数料表を契約に書く（第 4 条）	**募集情報等提供**にとどめる。候補者を選ばず、日程も甲と求職者が直接決める	件数を約束するなら A 案しかない。B 案では応募は求職者の自由で、件数を約束できない
2	報酬の形	面接 1 件ごと（前払い・不足分は返金）	採用 1 名ごとの成功報酬（手数料表の率による）	甲は「会えるか」を気にしている。A 案のほうが甲に分かりやすい
3	候補者の当日欠席	**数えない**（乙が代わりを手配する）	前日に出席を確かめていれば数える	甲の信頼を優先して A 案
4	採用が決まった後の残りの件数	返金しない（手数料表に定めがあることが条件）	残りの件数分を返金する	旧ひな形は A 案。手数料表で裏づけられないなら B 案
5	責任の上限	受け取った報酬の額まで（故意・重過失を除く）	上限を置かない	A 案。上限が無いと、165,000 円の取引で負う危険が釣り合わない
6	契約の性質	**準委任（成果完成型）**。成果（面接の成立）に報酬を払う形（民法第 656 条・第 648 条の 2）。届かない件数は返金で精算する（第 7 条）	請負。届かなければ契約不適合として追完・減額を求める	A 案。面接に来るかは求職者の自由で、乙が完成を約束できるものではない

資料: 当社作成（旧ひな形と本案の比較）

3.　職業安定法で確かめること

図表 2　契約の前に確かめること

確かめること	根拠（職業安定法）	確かめ方	違反したとき
乙が有料職業紹介事業の許可を受けている	第 30 条第 1 項	許可証の写しを甲に渡す（本文 第 4 条）	第 64 条: 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金
報酬が手数料表のとおり	第 32 条の 3 第 1 項	届出制手数料表の写しで「面接 1 件」の手数料を確かめる	第 65 条: 6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金
求職者から手数料を取らない	第 32 条の 3 第 2 項	本文 第 4 条第 3 項	同上
求職者の個人情報を目的の範囲で扱う	第 5 条の 5	本文 第 10 条（甲も乙も負う）	—
求人者が労働条件を明示する	第 5 条の 3	甲の求人票を乙が候補者に渡す（本文 第 9 条）	—
返戻金制度などをインターネットで公開している	第 32 条の 16 第 3 項、施行規則 第 24 条の 8 第 3 項	乙のウェブサイト	—
（B 案のとき）特定募集情報等提供事業の届出	第 43 条の 2 第 1 項	届出の控え	第 65 条: 6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金

資料: 職業安定法・同法施行規則（e-Gov 法令検索、2026-04-01 と 2026-10-01 施行の版）

> **甲が乙に「募集」そのものを報酬つきで任せる形（委託募集）にすると、甲の側に厚生労働大臣の許可が要る（第 36 条第 1 項）。**本案は乙が職業紹介として行う形なので、委託募集には当たらない。条文を変えるときは、この線を越えないか顧問の弁護士に確かめる。

4.　契約書（案）

求人業務委託契約書

医療法人社団サンプル会（以下「甲」という。）と株式会社サンプルデジタル（以下「乙」という。）は、甲が雇用する歯科衛生士の採用に関し、乙が甲に職業紹介を行い面接の機会を提供する業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

本契約は、乙が甲に対し、歯科衛生士の資格を有する求職者との面接の機会を提供することにより、甲の歯科衛生士の採用を支援することを目的とする。

第２条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）候補者　乙が職業紹介を行う求職者であって、歯科衛生士法に基づく歯科衛生士の免許を有する者をいう。

（２）面接　甲と候補者との間で行う、甲が候補者を雇用するかどうかを判断するための面談をいう。

（３）面接の成立　別表１に定める基準により、面接を１件と数えることをいう。

（４）手数料表　乙が職業安定法第３２条の３第１項第２号に基づき厚生労働大臣に届け出た手数料表をいう。

第３条（業務の内容）

乙は、甲に対し、次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行う。

（１）甲からの求人の申込みの受理

（２）求人の原稿の作成及び乙の運営するサービスへの掲載

（３）候補者の募集及び選定

（４）候補者の歯科衛生士の免許の確認（免許証の写しによる。）

（５）面接の日程の調整及び候補者への連絡

（６）面接の実施状況の記録及び甲への報告（別表２）

２　候補者を採用するかどうかは、甲が決定し、乙はその決定に関与しない。

３　乙は、甲が職業安定法第５条の３に基づき明示した労働条件を、候補者に正確に伝える。

第４条（許可及び手数料表）

乙は、甲に対し、本契約の締結日において、職業安定法第３０条第１項の許可（許可番号１３－ユ－０００００。見本のための架空の番号）を受けていること、及び本契約に定める報酬が手数料表に基づくものであることを表明し、保証する。

２　乙は、前項の許可の取消し、事業の停止その他本業務の継続に影響する事由が生じたときは、直ちに甲に書面で通知する。

３　乙は、候補者から、いかなる名義でも手数料又は報酬を受けない。

第５条（面接の件数及び期間）

乙は、２０２６年１２月１日から２０２７年２月２８日まで（以下「実施期間」という。）に、面接を１０件成立させる。

２　実施期間の途中で面接が１０件成立したときは、本業務は、その時点で完了する。

第６条（報酬及び支払）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として金１６５，０００円（本体１５０，０００円、消費税額１５，０００円）を支払う。

２　乙は、本契約の締結後５営業日以内に、前項の報酬の請求書（適格請求書）を甲に交付する。

３　甲は、前項の請求書を受け取った日から１０営業日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込む方法で第１項の報酬を支払う。振込手数料は甲の負担とする。

４　第１項の報酬には、本業務に要する人件費、交通費、通信費その他一切の費用を含む。

第７条（不足件数の返金）

実施期間が満了した時に成立した面接が１０件に満たないときは、乙は、甲に対し、不足する件数に１６，５００円を乗じた額を、実施期間の満了日から１０営業日以内に返金する。

２　別表1により成立したものとみなす面接は、前項の件数に含める。

３　乙が前項の返金を遅延したときは、乙は、甲に対し、遅延した日数に応じ、年１４．６パーセントの割合（1年を３６５日とする日割計算）による遅延損害金を支払う。

第８条（採用が決まった場合）

甲が候補者の採用を決定したときは、甲は、速やかに乙に通知し、残りの面接の手配を取りやめることができる。

２　前項の場合、乙は、未実施の件数分を返金しない。ただし、この取扱いが手数料表に定める手数料の範囲内であることを条件とし、範囲を超える部分は前条に準じて返金する。

３　甲は、乙が紹介した候補者を、本契約の終了後6か月以内に採用したときは、乙に通知する。この場合の手数料は、手数料表に定めるところによる。

第９条（甲の協力）

甲は、実施期間中、1週間につき１０枠以上（1枠３０分）の面接の時間帯を乙に示す。

２　甲は、面接の場所、面接を担当する者及び求人の労働条件を記載した書面を、乙に提供する。

３　甲は、乙からの日程の確認に、原則として2営業日以内に回答する。

第１０条（候補者の個人情報）

乙は、候補者の個人情報を甲に提供するときは、あらかじめ候補者の同意を得る（個人情報の保護に関する法律第２７条第1項）。

２　甲及び乙は、候補者の個人情報を、職業安定法第5条の5に基づき、採用の選考に必要な範囲でのみ収集し、保管し、使用する。

３　甲は、採用しなかった候補者の個人情報を、選考の結果を通知した日から３０日以内に廃棄する。

４　甲及び乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに相手方に通知し、協力して対応する。

第１１条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上又は技術上の秘密を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により開示を求められた場合は、この限りでない。

２　前項の義務は、本契約の終了後３年間存続する。

第１２条（再委託）

乙は、甲の書面による承諾なく、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、前項の承諾を得て委託するときは、委託先に本契約と同等の義務を負わせ、委託先の行為について甲に対し責任を負う（個人情報の保護に関する法律第２５条）。

３　乙は、職業紹介の許可を受けていない者に、候補者の選定及び面接の調整を委託してはならない。

第１３条（求人原稿等の権利）

乙が本業務のために作成した求人の原稿その他の資料（以下「求人原稿等」という。）の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）は、乙に帰属する。

２　甲は、自らの採用活動のために、求人原稿等を無償で利用し、必要な範囲で改変することができる。乙は、甲によるこの利用について著作者人格権を行使しない。

３　甲が乙に提供した写真、ロゴその他の資料の権利は、甲に留保される。乙は、本業務のためにのみこれを使用する。

第１４条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

２　前項の賠償の額は、故意又は重大な過失による場合を除き、甲が乙に支払った報酬の額を上限とする。

第１５条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもなお是正しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告をせずに直ちに本契約を解除することができる。

（１）支払の停止があったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する手続の開始の申立てがあったとき

（２）乙が第４条第１項の許可の取消し又は事業の停止の処分を受けたとき

（３）第１６条第１項の表明に反したとき

３　本契約が解除されたときは、乙は、報酬の額から、解除の時までに成立した面接の件数に１６，５００円を乗じた額を差し引いた残額を、解除の日から１０営業日以内に甲に返金する。

第１６条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当しないこと、及び将来も該当しないことを表明し、保証する。

２　前項に違反したことにより本契約が解除されたときは、解除された当事者は、解除により生じた損害の賠償を相手方に求めることができない。

第１７条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から実施期間の満了日までとする。ただし、第７条、第８条第３項、第１０条、第１１条、第１３条、第１４条及び第１８条の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

第１８条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本法に準拠する。

２　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１９条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙それぞれ電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管する。

２０２６年１１月３０日

甲　東京都世田谷区サンプル一丁目２番３号

医療法人社団サンプル会

理事長　森田 千尋

乙　東京都渋谷区サンプル二丁目４番５号

株式会社サンプルデジタル

代表取締役　藤本 彩

4.1　別表１　面接の成立の基準

図表 3　「面接 1 件」の数え方

#	起きたこと	数え方
1	候補者が面接の日時に甲の指定する場所に来て、30 分以上面談した	**1 件**
2	甲が事前に書面又はメールで求め、オンラインで 30 分以上面談した	**1 件**
3	候補者が当日欠席した、又は遅刻して面談できなかった	**数えない**（乙が代わりの候補者を手配する）
4	甲が面接日の前日正午以降に取り消した、又は甲の担当者が不在だった	**1 件とみなす**
5	候補者が歯科衛生士の免許を持っていなかった	**数えない**
6	同じ候補者との 2 回目以降の面接	**数えない**
7	甲が面接の前に書類で見送った候補者	**数えない**（乙は別の候補者を出す）

資料: 本契約 第 2 条第 3 号・第 7 条第 2 項

4.2　別表２　報告

図表 4　乙から甲への報告

いつ	何を	どうやって
毎週金曜日（休日のときは前の営業日）	成立した件数、次の週の予定、候補者の辞退とその理由	メール
面接の翌営業日まで	別表 1 のどれに当たったか（数えたか・数えなかったか）	メール
実施期間の満了日から 5 営業日以内	成立した件数の合計と、返金の額（第 7 条の式）	書面

資料: 本契約 第 3 条第 1 項第 6 号

5.　論点と未決

> **決まっていないことを、決まっていないと書きます。**埋めてから出すと、決めた人が誰もいないまま進みます。

#	論点	選択肢	決める人	期限
1	法令上の形（職業紹介／募集情報等提供）	① A 案: 職業紹介（許可と手数料表が前提）／② B 案: 募集情報等提供	乙の代表（顧問の弁護士の意見を得て）	2026-11-24
2	採用が決まった後の残りの件数	① 返金しない（手数料表に定めがある場合）／② 返金する	甲と乙	2026-11-26
3	採用した人が早く辞めたときの返金（返戻金制度）	① 入れない／② 入社 3 か月以内の自己都合退職で一部返金	乙の代表	2026-11-26
4	面接枠「1 週間に 10 枠」は甲に重くないか	① 10 枠／② 6 枠に減らし、実施期間を 4 か月に延ばす	甲	2026-11-26

6.　次にやること

#	やること	誰が	いつまでに
1	許可証の写しと手数料表（面接 1 件の手数料の有無）を甲に渡す	乙の営業担当	2026-11-20
2	顧問の弁護士に、A 案・B 案の判断と条文の確認を頼む	乙の代表	2026-11-24
3	甲と、別表 1 の数え方と面接枠を詰める	乙の営業担当	2026-11-26
4	電子契約で締結する	甲と乙	2026-11-30